

## 規則の概要

### 総務部行政経営管理課

題 名	山梨県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則
趣 旨	行政文書の開示の実施方法に係る利用状況等に鑑み、所要の改正を行う必要がある。
内 容	<p>1 規則改正の背景等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 規則で定める行政文書の開示の実施方法のうち、過去に全く実績が無いもの、現在利用していないもの及び今後も利用の見込まれないものがあり、実施方法の項目について見直しを行う必要がある。</li> <li>○ 規則において、行政文書の種別ごとに開示実施費用の額を定めているが、現行の額は平成17年4月の規則改正で定められたものであることから、令和元年10月の消費税率改定等を踏まえ額の見直しを行う必要がある。</li> </ul> <p>2 規則改正の内容</p> <p>(1) 開示の実施費用の額について、次のとおり改める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 電磁的記録           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ CD-R (変更) 120円 → 70円</li> <li>・ DVD-R (新規) 110円</li> </ul> </li> <li>イ 文書、図画の写し           <ul style="list-style-type: none"> <li>A3を超える用紙について、白黒、カラーともA3の用紙を用いた場合の枚数に換算して算定した額とする。</li> </ul> </li> </ul> <p>(2) 開示実施方法として、過去に実績が無いもの等（フロッピーディスク、MO、録音テープ、ビデオテープ）を削除するとともに、これらが開示実施方法として利用された場合における実費費用の徴収に関する規定を設ける。</p> <p>(3) その他規定の整備を行う。</p>
施行期日	令和2年4月1日から施行する。
留意点	なし
参考事項	なし